

千葉県の地域防災力向上に関する包括連携協定

千葉県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、千葉県内における大規模災害に備えた地域防災力の向上を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、大規模災害に備える千葉県民や企業の地域防災力の向上を図るとともに、協定に定める業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲、関連法規に抵触しない範囲でこれに応じる。

- (1) 県民の防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時におけるドローンによる情報収集に関すること
- (3) 甲及び乙が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントへの参画に関すること
- (4) 甲が実施する職員向けの研修、訓練実施への協力に関すること
- (5) 地震保険、建物耐震化、耐震診断の情報提供・啓発に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙合意の上、決定する。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙が第2条の規定により協力を行うために要する費用については、双方協議の上決定する。

（連絡責任者）

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても速やかに文書により相手方に報告するものとする。

（情報管理）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、また第三者に公表し又は漏らしてはならない。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了通知しない限りその効力が継続するものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成29年12月27日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 森田 健作

乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
取締役社長 西澤 敬二